

6) 監事

監事は、定款第7条第4項に、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項の職務を行うとされている。

これは、公社財産状況及び理事の業務の執行の状況を監査するとしたもので、一般企業の監査役と同様の役割を担っているものと思われる。

（指摘事項） 理事会に監事の出席を求めているが、業務執行の監査を求められることから、監事についても、理事会への案内を行い、議事録にも出席の有無を記載することが望まれる。

VI 基金

1 概要

（1）性質

1) 規定

自治体は、「条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる」（地方自治法第241条第1項）とされ、第2項以下で、目的に応じて確実かつ効率的に運用すること、基金ごとに収益及び費用を予算計上すべきこと、目的以外では使用できないこと、などを定めている。

このため、自治体の基金は、目的を定めて条例を制定したうえで、確実な運用を行い、それぞれの収支を明確にしなければならない。基金の収支は、毎年の予算を定め、それに従って繰入、取崩しが行われるが、一般会計などへの短期間の資金移動（繰替え）は、収入支出とは、予算外で資金運用として実施可能である。

基金に関しては、①それぞれに条例が制定されているか、条例に規定されている内容が目的に対して適当か②基金の資金は、区分して管理され、適正に運用されているか③取崩しが基金の目的に対して適当か④全般的に基金の目的に沿って運用されているか、について検討を行う。

2) 運用

税収や補助金などを原資とする決済性の高い歳計現金に比べ、基金は特定目的のために積立てるものであり、資金運用という面から見ると、計画的な運用が可能な資金であると位置付けられているが、むしろ目的に沿った運用が求められると考えるべきであろう。

とはいえ、確実な運用を求められていることから、利回りが高いことと同時に、元本が安全である金融商品を考えると、国債など特定の債権による運用に限定されると考えられる。公債は、期間が長い債券ほど利回りは高くなるが、国債も金利の情勢により、市中価値は変動するので、基金の目的に沿って取り崩す時に、売却損失が発生することがないように、基金の使用時期に合わせた計画的な運用を行う必要がある。

3) 分類

基金には①地方財政法に基づく財政調整基金及び減債基金や市町村の合併の特例に関する法律に基づく合併振興基金など、法令に規定のあるもの、②国民健康保険給付費支準備基金や介護給付費準備基金のように、国の制度に基づき自治体を実施する事業に関して積立てが求められるもの、③自治体が独自に目的を定めて設置するものがある。

③自治体が独自に目的を定めて設置する基金の中にも、緑化基金など、何らかの政策目的で全国的に設置された時期のあるものなど、多くの自治体で共通して置かれているものもある。

また、法令等に基づく基金も、冒頭に記載した地方自治法の規定により、それぞれの自治体で条例を置く必要がある。

(2) 現況

伊達市は、23の基金を設置している。各基金の24年度の状況は次のとおりであり、多くの基金は、条例に繰替え運用の規定を置き、年度中は一般会計で運用されている。

伊達市は、独自に定める基金の数が比較的多いといえるが、職員の退職基金はおかれていない。

基金名太字は、3年以上事業実施のための一般会計等への繰入れのない基金。(繰替えのみのものも含む。)

基金の資金は、年度ごとに短期間の繰替えという形式を取っているが、連年の年度末に回収し、年度初に繰替えられ、その資金は、一般会計の歳計現金等とあわせて定期預金で運用されている。

(単位：千円)

基金	設置理由	施行年	残高 H22	残高 H23	残高 H24	H25.5 繰替額
1 伊達市財産調整基金	地方財政法	S49	1,305,535	1,668,114	2,311,967	2,332,504
2 伊達市減債基金		H1	88,699	78,026	69,174	63,854
3 伊達市合併振興基金	合併特例法	H19	1,003,834	1,004,136	1,004,437	1,004,481
4 伊達市公共施設修繕等基金		H22	100,015	200,045	250,105	250,116
5 伊達市国鉄胆振線代替輸送確保基金		S61	167,463	161,171	152,381	152,388
6 伊達市地域振興基金		H2	7,735	8,603	7,285	0
7 伊達市大滝区振興基金		H17	201,923	183,618	173,520	172,618
8 だて食の物語基金	寄附	H20	557	672	714	714
9 伊達市福祉基金	(寄附)	H3	1,362	688	689	689
10 養護老人ホーム福祉基金	寄附	S43	3,675	3,676	3,677	0
11 伊達市産業振興基金		H22	200,082	200,221	200,441	0
12 伊達市漁業振興基金		H20	55,285	55,307	55,324	0
13 伊達市運動公園推進基金		H12	20,519	535	546	546
14 伊達市緑化基金	寄附	H12	5,213	5,324	5,450	5,450
15 伊達市有珠山噴火災害対策基金	寄附	H12	37,685	26,696	26,704	26,705
16 伊達市児童生徒文化・スポーツ振興基金		H22	8,463	7,886	10,103	10,103
17 伊達市芸術文化振興基金		H7	23,202	17,978	10,931	10,931
18 だて噴火湾アートビレッジ基金	寄附	H19	2,356	2,357	2,358	2,358
19 伊達市スポーツ振興基金	寄附	H1	1,872	1,872	1,873	1,873
20 伊達市霊園管理基金		H18	3,219	3,374	3,616	3,692
21 国民健康保険給付費支払準備金基金	制度	S39	110,964	110,997	1,003	1,003
22 伊達市介護給付費準備基金	制度	H12	310,908	305,095	275,443	254,055
23 伊達市土地開発基金		H3	388,240	388,374	388,430	186,336
		現金	174,724	186,272	186,328	186,328
		土地	213,516	202,102	202,102	202,102
		合計	4,046,328	5,041,808	4,949,054	4,480,417

(注) 繰替えは、平成 25 年度の 5 月までの増加分も含めて行われるため、24 年度末の数値よりも多額になる基金がある。

(3) 管理状況

1) 設置

(検証手続き 1)

それぞれに設置条例が置かれていること、繰替運用されているものは、繰替規定がおかれていることを確認した。

2) 運用(会計課、財政課)

基金の中には、比較的少額なものもあるため、まとめて運用することで運用利回りが向上すること、また、年度末の補助金等の入金までの一時的な資金不足の場合に、一時借入を行う場合の利率と基金の運用利率との差について外部流出を削減する効果があることなどによる。

(検証手続き 2)

伊達市の一般会計、特別会計の歳計現金の平成 24 年度から 25 年 10 月までの資金繰り状況を閲覧し、基金の資金が他の会計の借入金などとして実質的に固定化されるようなことがないこと、歳計現金と合わせて運用されていることを確認した。

繰替えは、基金の年度予算に沿って不要部分につき行うこと、また、年度途中で各基金で資金が必要となった場合には返済することも可能であり、各基金の本来の目的使用を阻害するものではない。伊達市の現在の基金の繰替えによる資金運用状況は、他会計の収支不足の補足を目的として繰替えが慣習化し、結果的に各基金の目的を阻害する状況にはなっていない。

預金の運用利息は、期間に応じて各基金に割り振り、それぞれの収入に計上することを原則とする。しかし実際の利息額を割り振ることは困難であるため、大口定期預金の標準利息で一般会計に繰入れられた期間計算を行っている。

(検証手続き 3)

会計課の資料より、各基金への利息の割振りが、設定された金利に沿って行われていることを確認した。(平成 24 年度の金利は 0.03%、平成 25 年度は 0.025%である。)

これらは、入札はされていないものの、交渉により市中金融機関のうち、市債の借入残高を考慮し、有利なものに振り分けて運用されている。

財務省ホームページによると、平成 25 年 12 月時点での国債運用利回りは、次のとおりである。

基準日	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	10 年	20 年	30 年	40 年
H25. 12. 2	0.08	0.082	0.107	0.148	0.186	0.622	1.519	1.674	1.763
H25. 12. 10	0.08	0.086	0.117	0.161	0.206	0.663	1.553	1.703	1.784

基金の残高は約 40 億円であり、仮に 3 年物の国債で運用した場合の年間利息は、428 万円、1 年物の国債であれば 320 万円、現在の 0.025%は 100 万円である。

国債等については、価格は変動するが、基金の取崩し予定に期日を合わせて運用すれば、世界的に見ても財政がひっ迫しているとはいえ、日本が破綻するなど、特殊な事態にならない

ければ元本のリスクはない。

(意見) 市は、運用方法のメリット・デメリットを考慮した上で、預金により運用している。伊達市に運用のアドバイスが可能な証券会社等の金融機関はないが、国債は地元の金融機関での購入も可能である。2013年の現況では、景況感が好転していることから、一般的には中長期的に金利上昇することが予想される。長期を見通した運用を検討することが望まれる。

3) 取崩し

それぞれの基金は、担当部署で所管している。基金の目的に沿い、予算に従って基金を取崩して使用されている。

(意見) 寄附などを受けて目的をもたせ条例制定したものの、結果的に長期間何ら事業を実施していない基金も見られる。長期的な事業計画を策定し、設置目的を達成する見込みのない基金については、他の基金との統合や存続を含め検討することが望まれる。基金のうち、国の制度であるなどの理由により、基金への積み立てや取崩しが規定されているものを除き、3年間基金の目的事業実施のための取崩しのない基金は10であった。(一覧表太字) 3年間などの期間を区切り、その間に事業がなかったものについては、基金の在り方を検討する、などのルール化が望まれる。

4) 記帳

基金は、それぞれの担当部署で管理される。担当部署は、基金の運用、処分に関する予算を作成し、その結果を帳簿に記帳する。

基金の運用益や処分は、いったん一般会計に計上するため、歳入歳出の所定の手続きが行われる。また、資金の運用は、繰替え運用される以外の基金について担当課の指示により会計課が手続しており、担当部署で通帳などを保管することはない。

(意見) 基金に関する記帳は、各部署で行う。増減記録を、元帳形式の紙ベースのものに記帳している部署もあれば、エクセルなどにより作成している部署もある。

記帳内容がまちまちであり、年度毎に区分されていないもの、増加が全て「利息」とされているもの、減少の用途がわかるように明瞭に記載されていないものなども見られる。

増減内容が正確に表されるよう、増減の日付、相手先、内容、年度末の残高を記載する様式とし、記帳方法を統一し、内容の確認も担当者以外が行うことが望まれる。また、これらが継続して実施されるよう、記載マニュアルの作成が望まれる。

(4) 個別の基金

VI-1 伊達市財政調整基金

1) 概要

担当部署：財政課 平成24年度取崩し：なし

財政の均衡を目的とし、地方財政法により設置しなければならない基金であり、同第7条に、決算上余剰金が発生した場合、半額以上を公債の繰上げ償還または基金に積み立てるこ

と、とされている。取崩しの要件は、地方財政法の第4条の4に限定的に規定され、災害対応やインフラ整備や債務返済など長期的な財政の調整目的のほか、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合などとされている。単純な財源不足は、予算編成時に調整されるべきものであり、予算編成時に想定外であった影響の大きい変動に起因する財源不足に限定され、適用可能なケースは稀であると思われる。むしろ、債務の繰り上げ償還や、インフラ整備などの長期的な財政均衡による取崩しが想定しやすい。

2) 現況

平成24年度までの推移は次のとおり。取崩しは行われず、残高は増加している。

基金に関しては、標準財政規模に対する基金の比率が積立水準の指標として用いられるが、取崩しをしていないことにより、増加している。本来は債務との関連でも見るべきものであると思われる、公債残高が増減していないので、基金残高の増加に伴い、比率も上昇している。

項目		単位	残高 H22	残高 H23	残高 H24
財政調整基金残高	①	千円	1,305,535	1,668,114	2,311,967
標準財政規模	②	千円	10,165,021	10,606,861	10,856,033
比率	①÷②	%	12.8	15.7	21.3
公債残高	③	千円	22,225,329	22,377,415	22,095,908
伊達市減債基金残高	④	千円	88,699	78,026	69,174
財政関連基金残高	①+④=⑤	千円	1,394,234	1,746,140	2,381,141
比率	⑤÷③	%	6.3	7.8	10.8

3) 管理状況

基金の繰入れは、決算見込みに基づき、規定の範囲内で行われる。

平成24年度の積み立ては、20,435千円である。

取崩しは、近年行われていない。余剰金の額は、2,332,403千円である。

VI-2 伊達市減債基金

1) 概要

担当部署：財政課 平成24年度充当事業：長期債償還

前記財政調整基金と同様に、財政の均衡を目的とする。積立に関する制限はないが、取崩しは債務の繰上げ償還の財源とするなど、特定の4項目に限定している。

財政調整基金と異なり、法令で置くことを義務付けられる基金ではないが、独自の公債を発行している大規模自治体では、返還のために一定の減債基金を積立てることが推奨されている。伊達市の公債には、広く一般を対象として発行されるものはない。

2) 現況

前表に併記しているように、特定の債務の償還財源として使用されているほか、繰入も行われていないため、残高は漸減している。

3) 管理状況

取崩しは計画的に行われている。もともと、財政調整基金と役割が重複しており、別途積

立てる意義は少ない。

VI-3 伊達市合併振興基金

1) 概要

担当部署：財政課 平成 24 年度充当事業：なし

いわゆる「平成の大合併」は、平成 16 年に施行された「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき推進され、伊達市も旧大滝村と旧伊達市の合併により構成されている。

同法には、合併促進のために様々な特例が設けられている。第 18 条には合併時の計画に基づく事業に係る地方債について特別に配慮する(合併特例債)とされており、当基金は、その実施のために設けられたものである。

合併特例債は、元本及び金利の支払いの 70%が一般交付税措置され、発行の上限は、対象事業費の 95%までとされている。

伊達市の合併特例債発行限度額は、6,944 百万円である。

基金の金額は、自治体の規模等により基金積立の上限が定められており、伊達市の上限額は、1,149 百万円である。

基金の取崩しは、合併特例債の返済の範囲内となる。

2) 現況

平成 27 年度まで合併特例債の発行が可能であることから、基金の額は取り崩さず据え置かれている。また、基金造成は平成 27 年度まで可能であることから、現在のところ、伊達市では、基金を 12 億円まで造成することを目標としている。

3) 管理状況

財政課では、発行した合併特例債の返済予定や残高等の管理、及び発行可能金額を把握している。

VI-4 伊達市公共施設等修繕基金

1) 概要

担当部署：財政課 平成 24 年度充当事業：なし

公共施設の大規模修繕に備えることを目的とし、市が独自に定めた基金であるが、財政負担の平準化という役割は、財政調整基金、減債基金と共通する。

2) 現況

平成 24 年度では、5 千万円を積立て、取崩しは行われていない。伊達市の施設は老朽化しているものも多く、また、住民ニーズも変化している。施設の計画的な更新投資は今後の課題である。

3) 管理状況

施設更新の計画にあわせ、財源の手当ての一環として積立てられている。

平成 25 年度現在の使用予定は明確ではないが、施設の更新投資の財源として使用されるものと思われる。

VI-5 伊達市国鉄胆振線代替輸送確保基金

1) 概要

担当部署：企画課 平成 24 年度充当事業：国鉄胆振線代替バス運営費等補助金

旧国鉄胆振線の廃止に伴い、国鉄から代替輸送の対価として受入れたものを基金とし、バス路線の運営費等補助金の支出に充当するために取崩している。

2) 現況

基金設置当初の昭和 61 年当時は、金利水準が高かったため、年間 5～6 百万円の利息収入があったが、現在は元本を取崩して事業を実施している。

年度	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6
残高	145,682	150,992	157,327	163,966	171,638	194,677	202,119	176,757	172,369
利息収入	1,149	5,310	6,334	6,638	7,672	23,038	7,442	5,074	3,394
事業費	0	0	0	0	0	0	0	30,436	7,782
年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
残高	165,796	158,986	151,614	143,721	135,568	106,603	100,650	99,486	97,925
利息収入	1,685	810	748	563	189	191	58	20	20
事業費	8,259	7,619	8,121	8,456	8,342	29,156	6,010	1,184	1,581
年度	H16	H17※	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
残高	96,541	268,526	263,626	184,404	177,906	172,511	167,463	161,171	152,381
利息収入	20	19	54	335	428	298	118	50	48
事業費	1,403	4,126	4,954	79,557	6,926	5,694	5,166	6,342	8,838

※平成 17 年度は合併のため、大滝村の同種の基金の金額を引き継いでいる。このため、事業費も増加している。

3) 管理状況

事業は、代替バス運営費等補助に限定されている。

(監査手続き)

平成 24 年 3 月の担当部署による起案書を確認した。

VI-6 伊達市地域振興基金

1) 概要

担当部署：企画課 平成 24 年度充当事業：消費者行政活性化事業、声の広報事業

伊達市が独自に設定した基金である。この基金には、運用規程も置かれており、対象事業等を「市民福祉の増進」「快適な生活環境の形成」「地域の活性化及び人材育成」「産業の活性化及び振興」「その他」の五つに限定しているが、内容は自治体の実施する政策に対し、極めて広範囲にわたっている。繰替え規定は置かれていない。

2) 現況

平成 6 年からの推移は次のとおりで、当初は多額の積立てを後年に使用していたが、近年は事業計画に基づき、積立てられている。

(単位：千円)

年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
残高	101,699	102,275	102,449	101,099	56,795	56,660	3,678	3,544	3,421	2,797
積立	2,038	1,094	571	533	913	75	170	31	1	2,506
事業費	2,041	518	397	1,883	45,217	210	53,153	165	123	3,130
年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
残高	4,900	3,345	3,535	6,055	90,376	85,964	7,735	8,603	7,285	
積立	2,301	561	307	2,644	85,019	80,961	2,464	1,002	824	
事業費	198	2,116	117	125	698	85,373	80,694	134	2,142	

3) 管理状況

当年度の事業は、2件であった。

(監査手続き)

事業のための基金積立の手続きが規定に沿って行われていること、事業の内容等を確認した。

VI-7 伊達市大滝区振興基金

1) 概要

担当部署：地域振興課 平成24年度充当事業：各種事業

大滝村と伊達市との合併時に、大滝村が積立てていたいくつかの基金をまとめたものであり、大滝区の振興を目的として市が独自に定めた基金である。

2) 現況

合併時の協定に基づく事業の原資とされている。年度ごとの事業の内容は、地域協議会で決定される。

(単位：千円)

年度	残高	収入		事業費						
		寄附金	利息	合計	福祉	保健医療	生涯学習	生活環境	スポレク	地域活性化
H18	273,041	1,400	86	28,329	12,308	1,408	3,373	10,422	0	818
H19	248,754	0	346	24,634	10,497	1,080	5,367	7,152	0	538
H20	233,480	0	577	15,851	9,534	884	0	5,162	0	271
H21	218,373	10	391	15,508	8,742	1,208	1,544	4,014	0	0
H22	199,291	0	149	19,231	8,381	1,166	7,721	1,963	0	0
H23	182,655	10	60	16,706	7,542	6,737	0	1,155	1,272	0
H24	172,610	10	55	10,110	3,381	987	5,742	0	0	0

3) 管理状況

平成24年度の対象事業数は、11であるが、そのうち1事業は実施されなかった。

(単位：千円)

事業名	レイクカウチン中学生派遣	いきいきデイサービス事業	高齢者福祉バス委託料	児童生徒医療費	その他	合計
金額	5,742	1,441	735	920	1,272	10,110

①レイクカウチン中学生派遣事業

姉妹都市であるカナダのレイクカウチン町に、大滝中学校の中学生を派遣する事業である。生徒13人と教師4名、市職員3名の派遣であり、1人当たり経費は287千円である。

(監査手続き)

平成24年度の実施収支を入手し、事業の内容と整合していることを確認した。

(意見) 旅行の手配は、随意契約で継続して同じ旅行代理店を利用している。当派遣事業は、友好都市で分散してホームステイにより滞在するなど、通常の団体旅行とも異なるため、慣れている業者でなければできないということが理由であり、中学生を海外に派遣するという事業内容から、安全性を優先することは当然と思われるが、旅費の内訳を入手し、価格が妥当であることの検証は必要と思われる。

②いきいきデイサービス事業

介護保険対象となっていない市民のデイサービス利用料金を負担する制度である。利用1回当たり5千円の単価契約により委託している。

(監査手続き)

契約締結時の業務委託施行伺、事業終了後の実施報告書を閲覧した。

平成24年度は、延べ320名が利用したため、委託料の総額は160万円であった。

しかし、実際に利用している人数は、次のとおりで、年度内でも漸減している。

(単位：人)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
登録人数	6	6	6	6	5	5	3	3	3	3	3	3
利用人数	5	5	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3

利用者が転出や介護認定を受けて当制度の対象外となることなどにより減少する一方、新規の利用者がいないためである。

(意見) 当事業の利用者は、結果的に極めて限定された市民となっているが、継続して実施されてきた制度であり、介護予防の意味もあることから、事業は継続するとのことである。現在の利用者に限定的なことなどの検討も望まれる。

③高齢者福祉バス委託料

高齢者にパス券を発行し、これを提示することにより、バス路線の伊達一大滝間又は大滝一倶知安間に無料で乗車できる制度である。

(監査手続き)

制度の性格上、路線バス運行会社との随意契約となる。委託契約書等で契約事務が適正に行われていることを確認した。また、平成24年度のバス会社からの利用報告は、延べ8,838人であり、片道運賃900円をかけると7,954千円となる。定額735千円での契約が利用量に比べ、市にとって不利益な金額ではないことを確認した。

(監査手続き)

パス券の発行名簿を閲覧し、住民であることが確認され、本人に発行されていることを確認した。

大滝支所で発行するため、代理人が受領することもあり、転居時に全件が返還されるわけでもなく、パス券は当初申請時にだけ発行されるが、パス券には利用者の写真を入れており、他者が利用することはできにくい仕組みになっている。また、そもそも委託費が定額であることから、市費の負担は定額である。

④敬老会開催経費 252,508円

名水亭にて、敬老会を開催している。平成24年度の対象者は214名、参加人数は77名、1人当たりの経費は3千円強と高いものではないが、対象者に対する参加者の割合は約36%である。

VI-8 だて食の物語基金

1) 概要

担当部署：企画課 平成 24 年度充当事業：なし

「ウェルシーフード構想」の推進を目的として、市が独自に定めた基金である。財源は、寄附（ふるさと納税）であり、現在のところ事業には使用されていない。

2) 現況

今までの収入等の推移は次のとおりで、寄附金の受皿になっているが、事業の財源にするほどの残高に達していない。

(単位：千円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24
残高	165	293	557	672	714
寄附金収入	165	128	264	115	41
事業費	0	0	0	0	0

3) 管理状況

ふるさと納税分を基金として受け入れている。

(意見) 今の寄附の増加状況を見ると、残高が事業の財源となる規模に達するまで増加することも考えにくい。他の基金との併合や、市事業の一部補助にするなど、将来の事業計画に合わせた基金の将来計画の策定が望まれる。

VI-9 伊達市福祉基金

1) 概要

担当部署：高齢福祉課 平成 24 年度充当事業：なし

社会福祉活動の推進を目的として、伊達市が独自に定めた基金である。

2) 現況

残高と事業の推移は次のとおりで、介護事業をはじめ、多種の事業の財源となってきたが、近年は移送サービス事業など限定された事業だけを対象とし、積立を行わず残高を取崩してきた。

財源は、平成 3～5 年は一般会計から積立てている。その後は市民等からの寄附金の受け入れと金利だけが積立てられている。

(単位：千円)

年度	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
残高	55,000	168,775	301,245	302,242	303,472	300,222	246,128	151,884	150,869	95,586	48,944
積立	55,000	115,101	137,435	6,857	4,045	1,386	4,029	2,721	1,236	1,813	756
事業費	0	1,326	4,965	5,860	2,815	4,636	58,122	96,966	2,250	57,096	47,399
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
残高	29,983	16,666	7,468	3,484	3,085	2,948	2,705	2,160	1,362	688	689
積立	1,810	364	702	1,401	601	864	757	455	201	327	0
事業費	20,771	13,681	9,900	5,385	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0

3) 管理状況

平成 24 年度は事業を実施していない。

基金を財源として実施していた事業のうち、継続しているものもあるが、もともと基金積立ての財源も一般会計からの繰入であり、基金を利用する意義は薄い。基金の役割は終了しつつある。

(意見) 事業の財源とするには少額である基金を基金として維持するののかについて、他の基金との併合や、廃止も含めた検討が望まれる。

VI-10 養護老人ホーム福祉基金

1) 概要

担当部署：高齢福祉課 平成 24 年度充当事業：なし

伊達市の施設である養護老人ホーム（潮香園）の施設整備等の資金に充てることを目的とし、伊達市が独自に設置した基金であり、入所者から受け入れた寄附を基金としたものである。

2) 現況

潮香園は、平成 20 年に建て替えられている。当基金は、それ以降の増減はなく、基金の残高も 365 万円と、事業の財源とするには少額である。また、当施設は、指定管理者により運営されている。

3) 管理状況

平成 24 年度は事業を実施していない。

(意見) 寄附による基金であるが、事業の財源とするには少額である基金を基金として維持するののかについて、他の基金との併合や、廃止も含めた検討が望まれる。

VI-11 伊達市産業振興基金

1) 概要

担当部署：農務課 平成 24 年度充当事業：なし

伊達市の産業振興を目的とし、市が独自に定めた基金である。

2) 現況

平成 22 年度に 2 億円が積み立てられている。北海道銀行及び伊達市農業協同組合の 2 金融機関に分けて定期預金で運用されている。伊達市農業協同組合の利回りは、国債投資と比べても低い水準ではない。

年度	単位	H22	H23	H24
残高	千円	200,082	200,201	200,441
事業費		0	0	0
利息		82	118	240
利回り	%	0.041	0.0592	0.12

3) 管理状況

繰替え運用の規定はあるが、独自に運用されている。

資金は担当課の指示により会計課が手続して運用されている。

主として農業関連の産業振興政策に充てられることとされ、検討委員会及び JA 伊達市から活用策に関する提言を受けているが、農業政策を取り巻く社会情勢が流動的であるため、充当事業については柔軟に対応することとしている。

(意見) 事業計画と、それに合わせた資金運用計画も同時に策定することが望まれる。また、事業計画が当面策定できない場合にも、資金運用について、より高利の運用ができないかの検討が望まれる。

VI-12 伊達市漁業振興基金

1) 概要

担当部署：水産林務課 平成 24 年度充当事業：なし

伊達市の漁業振興を目的とし、市が独自に定めた基金である。当初は、リゾート開発時の公害防止協定により、漁業被害が生じたときの補償に充てることを目的とした預託金であったが、相当年数が経過し、公害による漁業被害への不安が減少したことから、預託金を解消することとなった。この時に預託者 2 者から寄附を受け、当基金が設立され、伊達支所の漁業振興を目的としている。

繰替え運用の規定はあるが、独自に運用されている。

2) 現況

平成 20 年度に 55 百万円が積み立てられている。基金の取崩しは、今に至るまで実施されていない。

年度	単位	H20	H21	H22	H23	H24
残高	千円	55,064	55,230	55,285	55,307	55,324
積立	千円	55,064	165	56	22	17
利息	千円	0	165	56	22	17
利回り	%	-	0.299	0.101	0.040	0.031

3) 管理状況

資金は、担当課の指示により、会計課で手続して運用されている。

事業計画は、策定されていない。

(意見) 事業計画と、それに合わせた資金運用計画も同時に策定することが望まれる。また、事業計画が当面策定できない場合にも、資金運用について、より高利の運用ができないかの検討が望まれる。

VI-13 伊達市運動公園推進基金

1) 概要

担当部署：都市整備課 平成 24 年度充当事業：なし

スポーツ・レクリエーション活動の振興を目的とした運動公園整備の推進を図ることを目的とし、伊達市が独自に設置した基金である。

運動公園整備事業に対する寄附による基金である。

2) 現況

平成 12 年度から、随時寄附を受け入れてきたが、平成 23 年度の総合体育館整備事業に伴う備品購入のために 2 千万円を取崩している。平成 24 年度も寄附金を受け入れており、備品整備等の目的のために少額でも積み立ててゆくものと思われる。

(単位：千円)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
残高	8,636	11,572	13,219	13,347	13,507	13,597	14,644	15,244	20,282	20,519	535	546
積立	110	2,936	1,647	128	160	90	1,047	600	5,038	236	16	11
事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,000	0

3) 管理状況

24 年度の事業はない。資金も繰替え運用されている。

(意見) 寄附による基金であり、備品の購入などに備えて寄附を受け入れているが、運動公園整備という当初の目的は達成している。他のスポーツ関連の基金との統合など、検討が望まれる。

VI-14 伊達市緑化基金

1) 概要

担当部署：都市整備課 平成 24 年度充当事業：緑化木等購入

緑化の推進を図ることを目的とし、伊達市で独自に設置した基金である。

2) 現況

寄附などを財源とし、緑化運動活動時に配布する苗木などの購入財源として一般会計に繰り入れている。事業規模も小さく、基金残高はほぼ一定に保たれている。

(単位：千円)

期首残高	増加	事業費	期末残高
5,324	422	296	5,450

3) 管理状況

基金の残高が 500 万円台と、単独で運用するには小規模であるため、資金は一般会計に繰替えて運用されている。

対象事業は、緑化という目的に沿ったものを小規模に実施し、基金の残高は一定水準を保っている。単独で維持する必要性は低いが、寄附を受け入れる窓口でもあり、独立した基金として維持することが妥当と思われる。

VI-15 伊達市有珠山噴火災害対策基金

1) 概要

担当部署：自治防災課 平成 24 年度充当事業：なし

伊達市周辺では、火山活動が活発であり、定期的に噴火災害に見舞われている。平成 12 年の有珠山噴火の際に全国から寄せられた災害見舞金を財源として被災者支援や防災対策等を目的とし、伊達市独自で積立てされた基金である。

2) 現況

当初の見舞金等の金額 366 百万円を積立て、被災者対策や復旧事業の財源としてきたが、被災から相当年数が経過するとともに、事業は減少し、地籍調査や、東日本震災見舞金等に使用されている。平成 24 年度は、事業を実施していない。

(単位：千円)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
残高	196,099	132,082	109,977	76,315	71,271	66,285	61,698
増加	366,407	347	43	22	16	14	13
事業費	170,308	64,364	22,148	33,684	5,060	5,000	4,600
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
残高	57,777	56,011	55,647	37,685	26,696	26,704	
増加	79	134	94	38	11	8	
事業費	4,000	1,900	458	18,000	11,000	0	

※端数処理の関係で H19 の残高が不一致となっている。

3) 管理状況

資金は、一般会計に繰替えて運用されている。

平成 22 年度、23 年度の事業費は、姉妹都市等への災害見舞金であり、平成 24 年度には、事業はない。

基金造成の契機となった被災は平成 12 年であり、具体的な被災者対策や復旧事業は終了している。防災関連事業等への充当は可能であり、見舞金を原資とすることから、独立した基金として維持することが妥当と思われる。

VI-16 伊達市児童生徒文化・スポーツ振興基金

1) 概要

担当部署：生涯学習推進課 平成 24 年度充当事業：団体補助

スポーツ振興を目的とするが、伊達市児童生徒文化・スポーツ振興基金条例第 1 条で、用途を限定しており、市内の小学校及び中学校の児童・生徒が全国規模の競技大会等に行く場合の出場経費に充てられる。

2) 現況

全国大会への出場状況が年度により異なるため、事業費も増減する。平成 24 年度は、サッカーチームが全国大会に進出したため金額が多額になっている。(平成 25 年度は準優勝)

(単位：千円)

年度	残高	増加	事業費
H22	8,463	10,000	1,537
H23	7,886	2	580
H24	10,103	7,002	4,785

3) 管理状況

担当部署で、補助要綱に基づき金額を算出し、基金を財源として支出している。

VI-17 伊達市芸術文化振興基金

1) 概要

担当部署：生涯学習推進課 平成 24 年度充当事業：団体補助

芸術文化の振興を目的とし、伊達市が独自に設置する基金である。このように、条例の記載は漠然としているが、主にカルチャーセンターで行われる事業に使われている。

平成 7、8 年に分けて 8 千万円が積み立てられているが、平成 9 年以降は、受け入れた寄附金と利息分を積み立てている。

2) 現況

寄附金による積立を事業費が上回り、残高は漸減している。

(単位：千円)

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
残高	50,120	82,584	84,025	84,452	85,943	85,632	82,406	79,675	71,124
増加	50,120	32,464	1,441	427	1,492	2,122	71	116	366
事業費	0	0	0	0	0	2,433	3,297	2,848	8,916
年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
残高	63,771	57,905	50,162	41,468	33,510	26,867	23,202	17,978	10,931
増加	314	2,825	2,126	289	146	262	3,205	2,243	227
事業費	7,668	8,691	9,869	8,984	8,105	6,985	6,870	7,467	7,274

3) 管理状況

市の事業として実施されるもののうち、文化振興の目的にかなうものを対象としている。基金の残高は減少しているが、寄附金の受皿としての機能を持つ。

VI-18 だて噴火湾アートビレッジ基金

1) 概要

担当部署：文化課 平成 24 年度充当事業：なし

噴火湾アートビレッジの推進を目的として、伊達市が独自に設置した基金である。

2) 現況

寄附金を積み立てているが、残高も少額である。基金から充当した事業はない。

年度	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24
寄附		800	1,000	550	0	0	0
利息	千円	0	2	3	2	1	1
残高		800	1,802	2,355	2,356	2,357	2,358

3) 管理状況

平成 24 年度も、基金から充当した事業はない。

現在のところ、基金の設置目的は果たされていないが、寄附を造成した基金であり、アー

トビレッジ事業を展開する中で今後使用されるものと思われる。事業を展開しなくなったような場合には、他の同種の基金に編入するなどの検討が必要となる。

VI-19 伊達市スポーツ振興基金

1) 概要

担当部署：生涯学習推進課 平成 24 年度充当事業：団体補助

スポーツの振興を目的に、伊達市が独自に設置した基金であり、運用規程によってスポーツ大会出場奨励助成事業に充てられる。

2) 現況

残高も 187 万円と少額であり、利息分を積み増ししているが、取崩しはしていない。

年度	単位	H21	H22	H23	H24
利息	千円	3	1	1	1
残高		1,871	1,872	1,872	1,873

3) 管理状況

(意見) 独立した基金として維持する意義は少ない。同種の基金との併合や廃止を視野に入れた検討が望まれる。

VI-20 伊達市霊園管理基金

1) 概要

担当部署：環境衛生課 平成 24 年度充当事業：なし

伊達市が運営する霊園のうち平成 18 年度以後に造成した区画の利用者から徴収する管理料を積立てて、管理料の適正な運用に資することを目的として伊達市が独自に設置した基金である。

伊達市の霊園は、霊園特別会計で運用されている。

2) 現況

管理基金は、平成 18 年度から積立てされているが、未だ取崩しされたことはない。

年度	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
積立	千円	2,330	577	3	294	153	241	75
利息		0	3	7	5	2	1	1
残高		2,330	2,910	2,920	3,219	3,374	3,616	3,692

3) 管理状況

取崩しされていない。

積立ては、管理料の収支差額を積立てている。また、使用料も同様であることから霊園特別会計は収支差額がゼロになる。

管理料は、使用許可時に徴収されるが、霊園の使用は半永久的と思われる。管理料で管理経費が賅えなくなった場合に基金から取崩して使用されると思われるが、基金でも賅えなくなった場合は、一般会計から繰入れざるを得なくなるとと思われる。

霊園の項に記載したが、それも見越した適正使用料の算出が望まれる。

VI-21 国民健康保険給付費支払準備金基金

1) 概要

担当部署：保険医療課 平成 24 年度充当事業：なし

国民健康保険は、国の定める制度に基づき、市町村が行う事務であり、国民健康保険特別会計で実施されている。基金は、保険給付費の支払いが不足しないよう、支払準備金として積立てられるもので、条例に基づき運用される。

基金は、積立て及び取崩し(処分)等が行われる。積立ては、特別会計が剰余金を生じた時に行われ、当年度と前年度の保険給付金額の平均額の 30%に達するまでを積立てることとされている。

また、取崩し(処分)は、保険給付費が不足する時、保険税の減免を行った時など、4項目に限定されている。

2) 現況

平成 17 年度に大滝村の基金の残高を受入れているが、その後の積立ては金利分だけである。国民健康保険特別会計が継続して赤字であったためである。

(単位：千円)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
残高	26,140	122,393	122,432	117,845	111,751	111,307	110,964	110,997	1,003
積立て	5	122,387	39	155	274	187	76	33	6
国保会計へ	0	26,134	0	4,742	6,368	631	420	0	110,000

国民健康保険特別会計歳入歳出

(単位：千円)

年度	H23	H24	年度	H23	H24
歳入	5,023,537	5,610,920	歳出	5,489,821	5,589,448
国保税	814,339	878,561	総務費	76,279	61,264
国庫	1,219,914	1,180,533	給付費	3,578,432	3,680,836
交付金	1,703,638	1,791,358	後期高齢者納付	454,318	504,814
北海道	204,241	252,750	介護納付	191,761	216,916
共同事業支出	619,073	683,673	共同事業支出	607,204	616,442
一般会計繰入	345,619	816,154	繰上充用	516,783	466,284
基金繰入	110,000	0	その他	65,044	42,892
その他	6,713	7,891	歳入不足額	466,284	△21,472
			収入未済額	333,119	356,780
			不納欠損額	6,570	7,743

国民健康保険特別会計は、継続して翌年度の歳入を先取りする繰上充用の状況であり、収支差額の不足を翌年度に繰越していた。この金額は、平成 23 年度で 466 百万円と多額である。これは、一つには国民健康保険税に関する未収入額が平成 23 年度末で 333 百万円あるほか、保険給付費の増嵩によるものと思われる。

平成 23 年度には、基金から 110 百万円を繰り入れ、平成 24 年度には、繰上充用の部分も加えて一般会計から 816 百万円の繰入を行い、不足を解消している。

(なお、上表は、出納整理期間中の収支が含まれない金額であるため、年度が次表特別会計収支と 1 年相違している。)

3) 管理状況

平成 24 年度の特別会計の基金への繰り入れはゼロである。金利分が積み増されている。

なお、合併後 5 年間は保険税の不均一課税を実施しており、基金はその財源として充当し、平成 23 年度から統一税率としたことにより基金は取崩され（処分）ている。

VI-22 伊達市介護給付費準備基金

1) 概要

担当部署：高齢福祉課 平成 24 年度充当事業：なし

前記国民健康保険と同様に、国の定める制度に基づき、市町村が行う事務であり、介護保険特別会計で実施されている。基金は、保険料の支払が不足しないよう、準備金として積立てられるもので、国の定めたルールに沿って運用される。

条例には、繰入は予算によるとされ、取崩し（処分）は、介護保険の支払不足など、2つのケースに限定している。

2) 現況

介護保険特別会計に余剰金が生じた場合に積立てられ、不足が生じた場合に取崩されている。

平成 17 年度は、大滝村の基金残高 5,164 千円を引き継いでいる。

（単位：千円）

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
残高	11,210	27,023	27,028	93,089	187,392	286,935	310,924	274,612	254,055
造成	2	15,813	5	70,803	100,671	100,174	24,408	93	843
介護会計へ	0	0	0	4,742	6,368	631	420	36,405	21,400

介護保険特別会計の余剰分が基金に積立てられている。（単位：千円）

年度	H23	H24	年度	H23	H24
歳入	2,756,205	2,862,317	歳出	2,753,816	2,861,906
保険料	461,725	506,633	総務費	62,552	59,639
国庫	622,685	660,567	給付費	2,613,255	2,722,402
交付金	797,897	797,220	地域支援事業費	55,456	61,459
北海道	403,924	443,715	その他	22,554	18,406
一般会計繰入	394,870	408,367	収入未済額	11,014	11,886
基金繰入	36,405	21,400	不納欠損額	3,769	3,779
その他	38,699	24,415			

3) 管理状況

伊達市介護給付費準備基金は設置目的が特別会計の年度間収支調整であり、介護保険特別会計の剰余金の留保部分である。介護保険料は 3 年毎に再計算され、3 年間は保険料が改定されない。特別会計の収入は一般会計からの市負担分の繰入を含め、全て保険料を基本に計算されたものであり、積立・使用は介護特別会計の収支に基づいて行われるため、恣意性は介入しない。

一方、平成 19 年度の会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告書「介護保険における財政安定化基金を適切な基金規模に保つため、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合に、基金規模を縮小できるような制度に改めるよう厚生労働大臣に対して改善の処置を要求したもの」には、次のように記載されている。

介護保険は、3 年間の計画期間ごとにその期間を通じて同一の保険料を、介護サービスの見込量に見合せて設定するという中期財政運営方式を採用しており、介護給付費が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度は一定程度の剰余金が生ずることが想定されていて、この剰余金を管理するために市町村は介護給付費準備基金（以下「準備基金」という。）を設けることができるとされている。

そして、介護給付費が見込みを下回るなどの場合は剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩すことが基本的な考え方となっている。

(指摘事項) 改定年である平成 21 年度、24 年度には基金を取崩し、保険料計算を行うべきこととされているが、伊達市では、基金の残高は平成 21 年の改定前に 2 億円弱まで増加し、さらに平成 24 年の改定前には 3 億円弱まで増加している。

(意見) 市は平成 24 年度から 26 年度の 3 か年で 1 億 5 千万円の取崩しを計画しているとの事であるが、中長期での資金運用計画を策定することが望まれる。

VI-23 伊達市土地開発基金

1) 概要

担当部署：財政課 平成 24 年度充当事業：なし

公共事業のための土地の先行取得を行うことを目的とし、伊達市が独自に設置した基金である。

伊達市にはこのほか、土地開発公社及び公共用地先行取得特別会計により、先行取得を行ってきたが、平成 24 年度をもってこの特別会計は廃止されている。

伊達市土地開発基金の設置条例には、基金の額は 3 億 8 千万円とする、とされているが、予算により積立てることができ、爾後はその積立額を含めて基金の額とする、とされている。

2) 現況

基金の残高は、先行取得用の現金と、取得した土地である。

土地の先行取得は、直近では平成 19 年度と 21 年度に行われているが、それ以降は行われず、残高は毎年の運用利益分だけが增加している。

このため、ここ数年にわたり現金の残高は、186 百万円で固定化されている。

土地については、別稿用地取得に記載しているが、平成 24 年度末の残高 202, 102 千円の取得年次は次のとおり。

年度	H5	H7	H8	H11	H13	H16	H17	H18	H19	H21
土地取得(千円)	18,423	2,944	15,109	13,784	67,794	40,231	11,929	120	11,803	19,965
土地	18,423	1,946	15,109	13,784	67,794	40,231	5,429	120	11,803	19,965
補償費等	0	998	0	0	0	0	6,500	0	0	0
面積 (㎡)	8,690.0	627.0	427.9	398.4	4,496.3	19,858.8	166,223.0	10.0	258.8	34,128.3

3) 管理状況

担当部署は財政課であり、現金部分を管理している。土地は取得目的によりそれぞれの担当部署が管理している。

(意見) 土地の先行取得のために一定金額を基金残高として残しているが、現金の水準が妥当か、について検討を行い、取崩しの可否、資金運用計画の策定につき、検討が望まれる。

VII 財産の貸与

1 概要

自治体の公有財産は、自治体自体の政策目的を果たすために効率的に使用されなければならないが、さまざまな目的で、その一部を自治体以外が使用することがある。

代表的な例を挙げると、市役所庁舎内の銀行 ATM や自動販売機は、市役所が設置するものではないが、利用者の利便のために設置を許可している。

これを行政財産の目的外使用といい、許可期間は1年以内を原則とし、使用料は条例等に沿って計算、徴収される。また、減免の規定もあり、自動販売機などは、福祉を目的とする NPO 法人や社会福祉法人などの団体に設置を許可し、使用料は免除して、自動販売機の収益をその団体に帰属させることも多い。

行政財産は、その性格から各種の利用制限があるが、普通財産は、自治体として当然の制限はあるものの、貸付けや処分が可能である。このため、行政財産である施設が使用不可能になると、用途廃止して、普通財産とした上で貸し付けたり売却したりすることになる。

伊達市では、施設の一部の使用許可のほかに、施設や土地の全部を他の者に使用させる例がある。同じような用途でも、行政財産、普通財産に分かれているものもある。

自治体の財産を使用させる方法について、どのような場合にどのような方法を取るべきであるのか、次項で検討する。

2 公有財産を使用させる方法

(1) 地方自治法の規定

1) 行政財産の目的外使用の許可

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項は、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」としており、これは一般に「行政財産の目的外使用」と呼ばれている。

2) 行政財産の貸付け

他方、同条第 1 項から第 4 項は、行政財産である土地の本来の目的を効果的に達成することに資する堅固な建物等を所有する者¹に貸し付ける場合など一定の場合に限って、「行政財産の貸付け」ができるとしている。これらの限定的な目的以外には、行政財産の貸付けを行うことはできない。

¹当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。